

《江田島市定住促進事業補助金 簡易該当診断》

Q1

あなたを含む家族全員（乳幼児を除く）は、転入前に2年以上江田島市以外に住んでいましたか？

はい

いいえ
該当しません

Q2

あなた（の家族）は転入後、5年以上江田島市に住む予定ですか？

はい

いいえ
該当しません

Q3

あなたの住む家は、新築又は購入した家ですか？

はい

いいえ
該当しません

Q4

新築又は購入の費用は300万円以上ですか？

はい

いいえ
該当しません

Q5

以前にこの補助事業の助成を受けましたか？

はい
該当しません

いいえ
助成対象と思われます

交流促進課へお問い合わせ
合わせください
TEL:0823-43-1632

【平成29年4月1日以後に転入された方】

○対象者

転入前1年以内から転入後3年以内に市内に住宅を新築又は購入した人。

○申請期限

新築又は購入した日から1年以内に申請してください。

【平成29年3月31日以前に転入された方】

○対象者

転入前1年以内に、市内に住宅を新築又は購入した人。

○申請期限

転入した日から1年以内に申請してください。